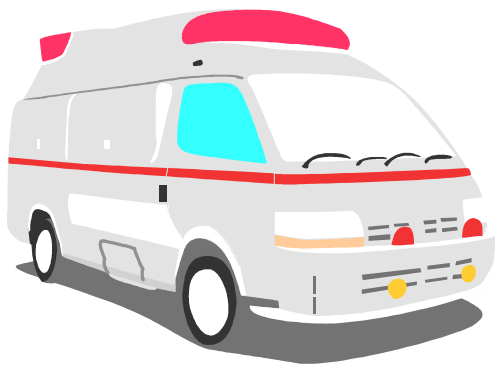


平成23年度

# もしものために

緊急時対応マニュアル

※ 年度末まで保存してください。



大津市立唐崎小学校

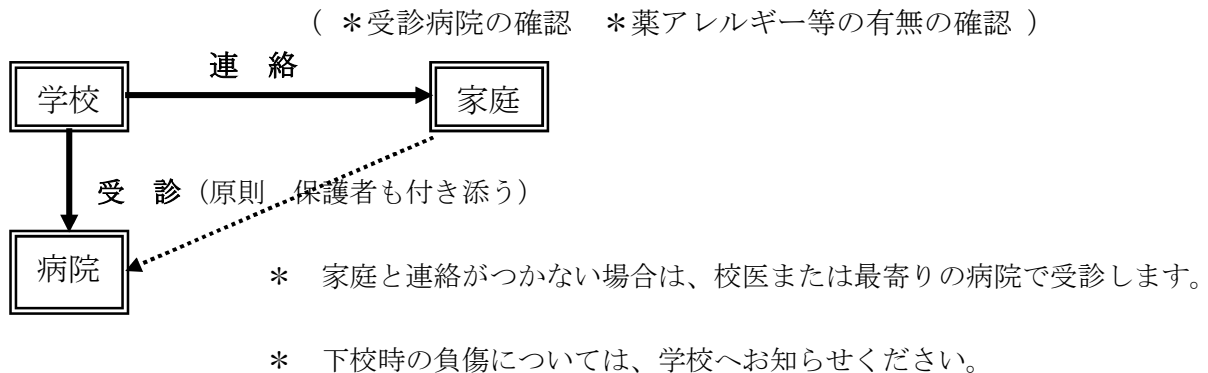
電話 525-2375

FAX 525-3168

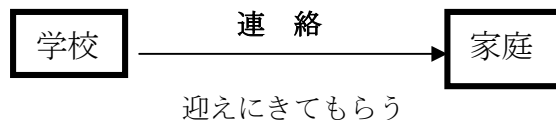
HPアドレス <http://www.otsu.ed.jp/kara-e/>

# I 児童の負傷・疾病等の対応

## 1 児童負傷時の対応について



## 2 疾病時（発熱、強い腹痛など）の対応について



- \* 連絡がつかない場合は、連絡がつくまで保健室で安静にしています。できるだけ早く迎えに来てください。

## 3 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付金支払い手続きについて

- (1) 学校管理下（登下校中を含む）で負傷し、受診された場合は、学校から書類をお渡しします。それを医療機関の窓口で記入していただき、学校へ提出してください。（家庭から受診された場合は、学校にお知らせ下さい。）
- (2) 学校より給付金支払い請求手続きを行います。
- (3) 給付金は、療養に要した費用の4/10（そのうち1/10は療養に伴って要する費用として加算される分）が後日、学校集金の指定口座へ振り込まれます。ただし、療養に要する費用が5,000円未満（保護者負担金 1,500円未満）の場合は給付の対象になりません。その他、場合によっては給付の対象にならない場合があります。
- (4) 給付基準は以下のとおりです。
  - ア 同一の災害の負傷または疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
  - イ 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間、手続きが行われないときは、時効によって消滅します。
  - ウ 損害賠償を受けたときや他の法令の規定による給付等を受けたときは、その受けた価額の限度において給付を行わない場合があります。

## II 非常変災時など緊急事態における非常措置

台風など非常変災、その他緊急事態発生または発生の恐れがあるときは、児童の安全確保を図るため、下記による非常措置をとりますので、家庭での対応をあらかじめ相談しておいて下さい。

### 1 台風等暴風襲来時における対応

暴風警報発令時	登校前	午前7時において「 <b>暴風警報</b> 」が発令中は、臨時休業とします。	学校から連絡はいたしません。テレビ等の気象情報に気をつけてください。
	登校後	登校後に「 <b>暴風警報</b> 」が発令された場合は、通学路の安全等を勘案の上、速やかに下校の措置をとります。	下校する場合は、集団で下校いたします。下校させるに当たっては、事前に記入いただき提出された調査回答等にもとづき、各児童の措置を決めます。
登校前警報発令がない場合	登校前	午前7時において「 <b>暴風警報</b> 」が発令されていない場合、児童は登校します。	

### 2 その他の警報発令時（大雨、大雪、洪水等）

大雨・大雪 洪水等の 警報発令時	児童は登校します。	始業時刻の繰り下げ及び終業時刻の繰り上げ等の措置が必要になった場合は、その状況に応じて対応します。
------------------------	-----------	---

### 3 地震が発生した場合

地震発生 の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭にいるときで、緊急避難が必要と判断した場合は、安全確保の上、関係機関の指示に従い、広域避難場所（唐崎小学校等）へ避難して下さい。</li> <li>・児童が学校にいるときは、学校の防災計画に従って速やかに避難し、その時の状況に応じて、各家庭と連絡を取り集団下校、または、学校待機の措置をとります。</li> </ul>
-------------	---

### Ⅲ 臨時休業措置（学級閉鎖等）による下校について

感染症（インフルエンザ、流行性嘔吐下痢症、水ぼうそう、おたふくかぜ、プール熱等）が集団で発生した場合、学校医と相談の上、学級・学年又は全校の臨時休業措置（学級・学年閉鎖）をとります。その場合の下校措置は、下記のように対応します。

- 1 休業期間及びその理由等についてのお知らせ文書を持ち帰らせます。また、家庭での対応についてもお知らせしますので、それに従って家庭でのご指導をお願いします。
- 2 発熱などにより単独での下校が危ぶまれる児童については、家庭と連絡をとり迎えに来ていただきます。
- 3 2以外の児童を下校させるに当たっては、下校時の安全を考慮し、他の学級と同時刻に下校させます。
- 4 唐崎児童クラブへ通う児童については、唐崎児童クラブの指導者と連絡を取り対応いたします。

### Ⅳ 変質者が出没した場合

☆ 児童が帰宅し、変質者等に出会った話を聞かれた場合、次のように対応して下さい。

- 1 児童のけが等、身体状況を確認の上、そのときの様子や人物、車等の特定できるものがないかを聞き出し、下記へ連絡して下さい。

- 緊急を要する場合は**110番**
- 唐崎交番（**526-0333**） か 大津署（**522-1234**）
- その後、学校へ（**525-2375**）

- 2 学校では、情報が入り次第、内容に応じて、当日か翌日には各家庭に変質者等について文書（速報唐崎）で連絡します。また、ホームページ上の「新唐小メールマガジン」でも情報をお知らせします。

（HPアドレス <http://www.otsu.ed.jp/kara-e/>）

なお、「新唐小メールマガジン」に登録いただくと、学校からの緊急連絡を随時メールにて受信することができます。

※ 登録方法…次のアドレスへ空メールを送るだけ **1168ska@wbi.jp**

### Ⅴ 集団下校等の危機体制の解除方法について

- 1 変質者等の出没により集団下校した場合、学校からの特別の連絡、指示がないときは、通常の登校方法により登校させて下さい。翌日も警戒しなければならないときは、文書および「新唐小メールマガジン」で指示いたします。
- 2 翌日以降も危機体制を続ける必要がある場合は、あらかじめ文書および「新唐小メールマガジン」でお知らせします。

## VI 児童が帰宅しないとき

- 1 通常の帰宅時刻になっても児童が帰宅しないとき、学校にも連絡をしてください。学校に連絡がとれない時は、学校長宅（深田：545-1923）又は教頭宅（長野：545-8678 一丸：075-591-8224）へ連絡してください。学校職員が第1次捜索を行います。
- 2 捜索しても児童の居場所が確認できない場合は、警察にも連絡してください。学校職員も緊急の体制をとり、第2次捜索を行います。
- 3 児童が遊びに出るときは、「どこへ」「だれと」「いつ帰る」の三点は必ず告げてから遊びに行くように家庭でもご指導ください。

## VII 集団下校体制

### 1 集団下校の目的

非常変災時等緊急事態における児童の安全な下校を保障するため。

### 2 集団下校実施のめやす

- (1) 登校後、暴風雨警報が発令され、単独での下校が危ぶまれる場合
- (2) 登校後、大雨・大雪・洪水等の警報が発令され、単独での下校が危ぶまれる場合
- (3) 地震が発生し、緊急に下校させる場合で、単独での下校が危ぶまれる場合
- (4) 変質者の発生等、単独での下校が危ぶまれる場合
- (5) その他、単独での下校が危ぶまれる場合

<いずれの場合も、最終的には学校長の判断によって決定します。>

### 3 集団下校の手順

- (1) 学級担任………集団下校児童と学校待機児童の振り分け
- (2) 集団下校児童……学年別・方面別に集団で下校  
学校待機児童……迎えがあるまで、学校内で待機（それぞれの保護者に来ていただき、いっしょに下校します。）
- (3) 集団下校開始

携帯端末をお持ちの方は、できるだけ「新唐小メールマガジン」に登録してください。学校からの緊急連絡がメールで受信できます。

次のアドレスへ空メールを送るだけ

**1168ska@wbi.jp**